

諮詢番号：令和3年度諮詢第11号

答申番号：令和3年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、令和3年10月15日付け差押処分に係る部分については理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却され、及び同日付け配当処分に係る部分については不適法であるため同条第1項の規定により却下されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 本件差押処分について

- (1) 審査請求人は、別表1の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を納期限までに完納しなかったため、処分庁は同表の督促状発送日の欄に掲げる日付で審査請求人に対し督促状を発送した。
- (2) 審査請求人は、平成15年4月14日現在、別表2の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を完納しておらず、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第13条の2第1項第1号及び神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第8条第1項第1号の要件に該当したため、処分庁は同表の市税の区分の欄に掲げる市徴収金の納期を同月21日に変更する処分を行った。
- (3) 審査請求人は、平成16年4月13日、別表3の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を完納しておらず、かつ、

法第13条の2第1項第1号及び条例第8条第1項第1号の要件に該当したため、処分庁は同表の市税の区分の欄に掲げる市徴収金の納期を同月23日に変更する処分を行った。

- (4) 審査請求人は、平成19年4月12日、別表4の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を完納しておらず、かつ、法第13条の2第1項第1号及び条例第8条第1項第1号の要件に該当したため、処分庁は同表の市税の区分の欄に掲げる市徴収金の納期を同月23日に変更する処分を行った。
- (5) 審査請求人は、別表5の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を納期限までに完納しなかったため、処分庁は同表の督促状発送日の欄に掲げる日付で審査請求人に対し督促状を発送した。
- (6) 処分庁は、令和3年10月15日、審査請求人が別表6の差押処分における滞納市徴収金の欄に掲げる額、2,442,667円（以下「本件滞納市徴収金」という。）を完納していなかったため、法第373条及び法第702条の8並びに条例第17条に基づき、審査請求人が審査請求外 [] [] (以下「本件会社」という。)に対して有する債権（賃料支払請求権）月額770,000円の内、700,000円を毎月差し押さえることとし、第三債務者である本件会社に宛てて、債権差押通知書を発送した（以下「本件差押処分」という。）。同月19日午後5時20分、当該通知書は本件会社に送達され、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第62条第3項により、本件差押の効力が生じた。
- (7) 処分庁は、令和3年11月10日、債権の差押えにより第三債務者である本件会社から令和3年10月賃料に係る取立分として、700,000円の給付を受けたことを確認した（当該金銭を、以下「本件差押処分に係る換価代金等」という。）。
- (8) 処分庁は、令和3年11月11日、徴収法第129条（配当の原則）に基づき、本件差押処分に係る換価代金等の全額を差押えに係る滞納市徴収金

に配当した。また、処分庁は、同法第131条及び第132条に基づき、同日付けて配当計算書を作成し、本件差押処分に係る換価代金等の交付期日が同日から起算して7日を経過した日である同月18日であること等を謄本に附記して、同月11日、審査請求人に発送した。

(9) 処分庁は、令和3年11月18日、徵収法第133条に基づき、配当計算書に従って本件差押処分に係る換価代金等の金額を差押えに係る滯納市徵収金の債権者である神戸市長に交付した。

2 本件配当処分について

(1) 処分庁は、令和3年9月30日、審査請求人が滯納市徵収金、3,212,667円を完納していなかったため、法第373条、法第702条の8及び条例第17条に基づき、審査請求人が審査請求外 [] 銀行（以下「本件銀行」という。）に対して有する債権（預金債権）770,000円を滯納処分として差し押さえた。

(2) 処分庁は、令和3年10月15日、債権の差押えにより第三債務者である本件銀行 [] から770,000円の給付を受けたこと（以下「本件配当処分」という。当該金銭を、以下「本件配当処分に係る換価代金等」という。）を確認した。

(3) 処分庁は、令和3年10月15日、徵収法第129条（配当の原則）に基づき、本件配当処分に係る換価代金等の全額を差押えに係る滯納市徵収金に配当した。また、処分庁は、同法第131条及び第132条に基づき、同日付けて配当計算書を作成し、本件配当処分に係る換価代金等の交付期日が同日から起算して7日を経過した日である同月22日であること等を謄本に附記して、同月15日、審査請求人に発送した。

(4) 処分庁は、令和3年10月22日、徵収法第133条に基づき、配当計算書に従って本件配当処分に係る換価代金等の全額を差押えに係る滯納市徵収金の債権者である神戸市長に交付した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

家賃の収入がなければ、国税・□市府民税その他社会生活がなりたちません。その他の収入、貯金等ありません。

これにいたった理由は、体の不調（目、心臓、脳の一部欠かん）にあり、他人に頼らないという私のポリシー上の問題です。税の支払いになんら、可能な限り、意義はありません。目がよくなつた限りでの全ての申告になりました。家賃部分がたまらなかつた理由は、人に頼らず、タクシー、鉄道、食事等、全ての機関のサービスに頼つたもので、必要なけいひは多額になったものと思われます。（タクシー料金、□駅から自宅まで約3千円）

神戸では□から、ふつうなら徒歩数分のところをタクシーで近くの銀行まで帰り、それでも、たどりつかなく、ご近所の方にどうしたのですかと聞かれたこともあります。□でもそうです。よく、なり立っていたと思います。

税支払いを怠つたという感覚はありません。多額のものになるということはわかつておりましたが。今だからできるようになりました。必ずしも心臓、一部、脳の損傷がよくなつたということでもありません。命のある限り対処したいという私の自念によるものです。

2 審査庁

本件審査請求のうち、本件差押処分に係る部分については理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却され、及び本件配当処分に係る部分については不適法であるため同条第1項の規定により却下されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件差押処分については理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却され、及び本件配当処分については

不適法であるため同条第1項の規定により却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件差押処分について

ア 審査請求人による固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の滞納について

(ア) 審査請求人は、平成10年度ないし平成14年度の各1期分ないし4期分の固定資産税等について、別表1記載の納期限までに納付しなかった。そのため、処分庁は、条例第14条に基づき、別表1記載の督促状発送日に、審査請求人に対し、督促状を発送した。審査請求人は、なおも督促に係る固定資産税等を完納しなかったことから、処分庁は、別表1記載の賦課された税額につき、滞納処分に着手した（法第373条第1項第1号、同702条の8第1項、条例第17条第1項）。

(イ) 上記(ア)より、審査請求人につき、法第13条の2第1項第1号及び条例第8条第1項第1号の繰上徴収の要件に該当したことから、処分庁は、平成15年度の1期分ないし4期分の固定資産税等に係る納期限を、別表2記載の変更後の納期限に変更した。審査請求人は、変更後の納期限までに、上記固定資産税等を完納しなかったことから、処分庁は、別表2記載の賦課された税額につき、滞納処分に着手した（法第373条第1項第2号、同702条の8第1項、条例第17条第1項）。

(ウ) 上記(ア)等より、審査請求人につき、法第13条の2第1項第1号及び条例第8条第1項第1号の繰上徴収の要件に該当したことから、処分庁は、平成16年度の1期分ないし4期分の固定資産税等に係る納期限を、別表3記載の変更後の納期限に変更した。審査請求人は、変更後の納期限までに、上記固定資産税等を完納しなかったことから、処分庁は、別表3記載の賦課された税額につき、滞納処分に着手した（法第373条第1項第2号、同702条の8第1項、条例

第17条第1項)。

- (イ) 上記(ア)等より、審査請求人につき、法第13条の2第1項第1号及び条例第8条第1項第1号の繰上徴収の要件に該当したことから、処分庁は、平成19年度の4期分の固定資産税等に係る納期限を、別表4記載の変更後の納期限に変更した。審査請求人は、変更後の納期限までに、上記固定資産税等を完納しなかったことから、処分庁は、別表4記載の賦課された税額につき、滞納処分に着手した(法第373条第1項第2号、同702条の8第1項、条例第17条第1項)。
- (オ) 審査請求人は、平成20年度ないし平成24年度の各1期分ないし4期分、及び平成25年度の1期分ないし3期分の固定資産税等について、別表5記載の納期限までに納付しなかった。そのため、処分庁は、条例第14条に基づき、別表5記載の督促状発送日に、審査請求人に対し、督促状を発送した。審査請求人は、なおも督促に係る固定資産税等を完納しなかったことから、処分庁は、別表5記載の賦課された税額につき、滞納処分に着手した(法第373条第1項第1号、同702条の8第1項、条例第17条第1項)。

イ 処分庁による本件差押処分について

- (ア) 法第373条第1項は、同号所定の要件に該当する場合には「滞納者の財産を差し押さえなければならない。」と定め、また、条例第17条第1項も、同項所定の要件に該当する場合には「徴税吏員は、滞納処分に着手しなければならない。」と定める。地方税の趣旨・目的及び同条項の各文言から、所定の要件を充足した場合には、徴税吏員には、滞納処分をするか否かの裁量が認められるわけではなく、その意味で、羈束裁量あるいはそれに近いものだと考えるのが合理的である。

したがって、上記アの各事情のもとで、処分庁が滞納処分に着手すること自体は適法であるし、そこに不当性も見出せない。

- (イ) 法第373条第7項は「前各項に定めるものその他固定資産税に係

る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と定める（都市計画税については、法第702条の8第1項）。

審査請求人は、別表6の差押処分日における滞納市徴収金・延滞金記載の本件滞納市徴収金2,442,667円を完納していなかったため、処分庁は、令和3年10月15日、法第373条第7号及び法第702条の8第1項を受けた、徴収法第47条第1項、同法第62条第1項に基づき、審査請求人が本件会社に対して有する賃料支払請求権・月額770,000円のうち、700,000円を、2,442,667円に達するまで、毎月差し押さえることとし、第三債務者である本件会社に宛てて、債権差押通知書を発送した（本件差押処分）。そして、同月19日午後5時20分、当該通知書は本件会社に送達され、徴収法第62条第3項により、本件差押処分の効力が生じた。なお、その効力は、2,442,667円に達するまで及ぶ（徴収法第66条）。

以上のような本件差押処分は、徴収法上の手続に則った適法なものであるし、そこに不当性も見出せない。

(ウ) ところで、徴収法上、債権差押えには、債権差押えの範囲（徴収法第63条）、及び差押えが禁止されている財産（徴収法第75条ないし第78条）の定めがある。

a 徴収法第63条は「徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができる。」と定める。これは、徴収職員は、原則として、全額差押えをすることが義務付けられているものの、徴収職員において一部の差押えでも目的を達し得ると認めたときは、①第三債務者の資力が十分で、履行が確実と認められること、②弁済期日が明確であること、③差し押さえる債権が、国税に優先する質権等の目的となつておらず、また、その支払につき抗弁事由がないことの要件

をみたす場合には、例外的に、一部差押えを許容する趣旨である（国税徵収法基本通達）。

処分庁は、審査請求人が本件会社からの賃料により生活費等を捻出していることを考慮し、本件会社の資力が十分で履行が確実であること、賃料支払請求権の履行期は明確であること、同請求権について優先する質権等の目的になっておらず、また、その支払いについて抗弁事由がないことから、徵収法第63条ただし書を適用し、審査請求人が本件会社に対して有する賃料支払請求権・月額770,000円のうち、700,000円のみ差押えをした。その結果、審査請求人は、1か月あたり、国民厚生年金として66,999円と債権差押えを受けていない賃料70,000円の合計136,999円の収入を確保し、それを生活費に充てることができたものである。

したがって、処分庁の上記一部差押えについては、徵収法第63条に反するものではないし、そこに不当性も見出せない。

b また、徵収法第75条は一般の差押禁止財産を、同法第76条は給与の差押禁止を、同法第77条は社会保険制度に基づく給付の差押禁止を、同法第78条は条件付差押禁止財産を詳細に定めているところ、審査請求人が本件会社に対して有する賃料支払請求権はそのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、審査請求人の本件会社に対する賃料支払請求権は徵収法第75条ないし同法第78条に該当しない。

これに対し、審査請求人は、賃料を生活費に充てていた等と主張するが、仮にそのような事実があったとしても、賃料支払請求権を徵収法第75条ないし同法第78条の財産と同一視することはできないし、また、賃料支払請求権は元々差押禁止債権であったものが預貯金債権に性質を変えたケースとは異にするから、類推適用等をすることもできない。

したがって、審査請求人の主張は容れることができない。

(イ) 以上から、本件差押処分は、適法であり、また不当なものでもない。

(2) 本件配当処分について

ア 法第19条の4柱書は「滞納処分について、次の各号に掲げる処分に
関し欠陥があること…を理由としてする審査請求は、当該各号に規定
する日又は期限後は、することができない。」と定め、その第4号は
「換価代金等の配当 挿価代金等の交付期日」と定める。

イ 処分庁は、令和3年9月30日、審査請求人が本件銀行に対して有する普通預金債権を差し押さえた(神□第□号)。そして、同年10月15日、第三債務者である本件銀行□から770,000円の給付を受けたことを確認した。その上で、配当計算書を作成し、本件配当処分に係る換価代金等の交付期日が同日から起算して7日を経過した日である同月22日であること等を謄本に附記して、同日、審査請求人に発送した(徵収法第131条、同法第132条)。

処分庁は、令和3年10月22日、徵収法第133条に基づき、配当計算書に従って本件配当処分に係る換価代金等の全額を差押えに係る滞納市徵収金の債権者である神戸市長に交付した。

審査請求人が本件配当処分の取消しを求める審査請求をしたのは「換価代金等の交付期日」から約1週間後の令和3年10月29日である。

ウ したがって、審査請求人が本件配当処分の取消しを求める審査請求は、法第19条の4第4号に定める審査請求期間を超過しており、不適法であって却下を免れない。

第6 審査会の判断

1 本件差押処分について

(1) 法第373条第1項の規定により、同項各号のいずれかに該当する場合には、徵税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないとされており、また、条例第17条第1項の規定により、同項各号のいずれかに該

当する場合には、徴税吏員は滞納処分に着手しなければならないとされている。地方税の趣旨・目的及び同条項の各文言から、所定の要件を充足した場合には、徴税吏員には、滞納処分をするか否かの裁量が認められないと考えるのが合理的である。

したがって、「第2 審査請求に至る経過」に記載している各事情のもとで、処分庁が滞納処分に着手すること自体は適法であり、不当性を見出すこともできない。

(2) 法第373条第7項の規定により、固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている（都市計画税については、法第702条の8第1項）。

「第2 審査請求に至る経過」に記載している経緯のもとで行われた本件差押処分は、徴収法上の手続に則った適法なものであり、不当性を見出すこともできない。

(3) 徴収法第63条の規定により、徴収職員は、債権を差し押えるときは、原則として、その全額を差し押えなければならないが、その全額を差し押える必要がないと認めるときは、その一部を差し押えることができるとされている。

処分庁は、審査請求人が本件会社からの賃料により生活費等を捻出していることを考慮し、本件会社の資力が十分で履行が確実であること、賃料支払請求権の履行期は明確であること、同請求権について優先する質権等の目的になっておらず、また、その支払いについて抗弁事由がないことから、徴収法第63条ただし書を適用し、審査請求人が本件会社に対して有する賃料支払請求権・月額770,000円のうち、700,000円のみ差押えをした。その結果、審査請求人は、1か月あたり、国民厚生年金として66,999円と債権差押えを受けていない賃料70,000円の合計136,999円の収入を確保し、それを生活費に充てることができたものである。

したがって、本件差押処分における処分庁による債権の一部差押えについては、徴収法第63条に反するものではないし、不当性を見出すこと

もできない。

(4) また、徴収法第75条は一般の差押禁止財産を、同法第76条は給与の差押禁止を、同法第77条は社会保険制度に基づく給付の差押禁止を、同法第78条は条件付差押禁止財産を詳細に定めているところ、審査請求人が本件会社に対して有する賃料支払請求権はそのいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、審査請求人の本件会社に対する賃料支払請求権は徴収法第75条ないし同法第78条に該当しない。

これに対し、審査請求人は、賃料を生活費に充てていた等と主張するが、仮にそのような事実があったとしても、賃料支払請求権を徴収法第75条ないし同法第78条が差押を禁止する財産等と同一視することはできず、差押禁止債権の規定の類推適用等をする理由もない。

したがって、審査請求人の主張は容れることができない。

(5) 以上から、本件差押処分は、適法であり、また不当なものでもない。

2 本件配当処分について

(1) 法第19条の4柱書及び第4号の規定により、換価代金等の配当処分について、その処分に欠陥があることを理由としてする審査請求は、当該換価代金等の交付期日後はすることができないとされている。

(2) 処分庁は、令和3年10月15日、本件配当処分を行い、同日付で配当計算書を作成し、本件配当処分に係る換価代金等の交付期日が同日から起算して7日を経過した日である同月22日であること等を謄本に附記して、同月15日、審査請求人に発送し、同月22日、徴収法第133条に基づき、配当計算書に従って本件配当処分に係る換価代金等の全額を差押えに係る滞納市徴収金の債権者である神戸市長に交付した。

これに対し、審査請求人が、本件配当処分の取消しを求める審査請求をしたのは「換価代金等の交付期日」から約1週間後の同月29日である。

(3) したがって、審査請求人が本件配当処分の取消しを求める審査請求は、法第19条の4第4号に定める審査請求期間を超過しており、不適法であると認められる。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件差押処分及び本件配当処分について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件審査請求のうち、本件差押処分に係る部分については、理由がないと考えられるため、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、また、本件配当処分に係る部分については、不適法であるため、同条第1項の規定により却下されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長　水谷恭子

委員　興津征雄

委員　大原雅之

委員　西上治

(別表1)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	納期限	督促状発送日
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第1期	[]	202,300円	平成10年4月30日	平成10年5月28日
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第2期	[]	199,000円	平成10年7月31日	平成10年8月27日
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第3期	[]	199,000円	平成10年12月25日	平成11年1月22日
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第4期	[]	199,000円	平成11年3月1日	平成11年3月29日
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第1期	[]	187,000円	平成11年4月30日	平成11年5月28日
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第2期	[]	186,000円	平成11年8月2日	平成11年8月31日
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第3期	[]	186,000円	平成11年12月27日	平成12年1月24日
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第4期	[]	186,000円	平成12年2月29日	平成12年3月30日
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第1期	[]	222,000円	平成12年5月31日	平成12年6月30日
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第2期	[]	219,000円	平成12年7月31日	平成12年8月30日
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第3期	[]	219,000円	平成12年12月25日	平成13年1月24日
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第4期	[]	219,000円	平成13年2月28日	平成13年3月29日
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第1期	[]	192,100円	平成13年5月1日	平成13年5月31日
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第2期	[]	192,000円	平成13年7月31日	平成13年8月30日
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第3期	[]	192,000円	平成13年12月25日	平成14年1月24日
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第4期	[]	192,000円	平成14年2月28日	平成14年3月29日
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第1期	[]	168,200円	平成14年4月30日	平成14年5月30日
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第2期	[]	167,000円	平成14年7月31日	平成14年8月30日
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第3期	[]	167,000円	平成14年12月25日	平成15年1月24日
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第4期	[]	167,000円	平成15年2月28日	平成15年3月28日

(別表2)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	当初の納期限	変更後の納期限
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第1期	[]	146,500円	平成15年4月30日	平成15年4月21日
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第2期	[]	145,000円	平成15年7月31日	平成15年4月21日
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第3期	[]	145,000円	平成15年12月25日	平成15年4月21日
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第4期	[]	145,000円	平成16年3月1日	平成15年4月21日

(別表3)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	当初の納期限	変更後の納期限
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第1期	[]	136,200円	平成16年4月30日	平成16年4月23日
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第2期	[]	133,000円	平成16年8月2日	平成16年4月23日
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第3期	[]	133,000円	平成16年12月27日	平成16年4月23日
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第4期	[]	133,000円	平成17年2月28日	平成16年4月23日

(別表4)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	当初の納期限	変更後の納期限
固定資産税及び都市計画税 平成19年度第4期	[]	126,000円	平成20年2月29日	平成19年4月23日

(別表5)

市税の区分	通知書番号	賦課された税額	納期限	督促状発送日
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第1期	[]	126,000円	平成20年4月30日	平成20年5月30日
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第2期	[]	126,000円	平成20年7月31日	平成20年8月29日
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第3期	[]	126,000円	平成20年12月25日	平成21年1月23日

固定資産税及び都市計画税 平成20年度第4期	[]	126,000円	平成21年3月2日	平成21年4月1日
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第1期	[]	133,300円	平成21年4月30日	平成21年5月29日
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第2期	[]	133,000円	平成21年7月31日	平成21年8月28日
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第3期	[]	133,000円	平成21年12月25日	平成22年1月22日
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第4期	[]	133,000円	平成22年3月1日	平成22年3月31日
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第1期	[]	133,300円	平成22年4月30日	平成22年5月28日
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第2期	[]	133,000円	平成22年8月2日	平成22年9月1日
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第3期	[]	133,000円	平成22年12月27日	平成23年1月26日
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第4期	[]	133,000円	平成23年2月28日	平成23年3月30日
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第1期	[]	133,000円	平成23年5月2日	平成23年6月1日
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第2期	[]	133,000円	平成23年8月1日	平成23年8月31日
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第3期	[]	133,000円	平成23年12月26日	平成24年1月25日
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第4期	[]	133,000円	平成24年2月29日	平成24年3月30日
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第1期	[]	129,600円	平成24年5月1日	平成24年5月31日
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第2期	[]	128,000円	平成24年7月31日	平成24年8月30日
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第3期	[]	128,000円	平成24年12月25日	平成25年1月24日
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第4期	[]	128,000円	平成25年2月28日	平成25年3月29日
固定資産税及び都市計画税 平成25年度第1期	[]	129,600円	平成25年4月30日	平成25年5月30日
固定資産税及び都市計画税 平成25年度第2期	[]	128,000円	平成25年7月31日	平成25年8月30日
固定資産税及び都市計画税 平成25年度第3期	[]	128,000円	平成25年12月25日	平成26年1月24日

(別表6)

市税の区分	通知書番号	差押処分日における滞納市微収金	
		本税	延滞金
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第1期	[]	0 円	8,567 円
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第2期	[]	0 円	145,000 円
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第3期	[]	0 円	135,800 円
固定資産税及び都市計画税 平成10年度第4期	[]	0 円	133,100 円
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第1期	[]	0 円	123,100 円
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第2期	[]	0 円	117,500 円
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第3期	[]	0 円	110,600 円
固定資産税及び都市計画税 平成11年度第4期	[]	0 円	108,100 円
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第1期	[]	0 円	123,800 円
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第2期	[]	0 円	119,900 円
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第3期	[]	0 円	109,000 円
固定資産税及び都市計画税 平成12年度第4期	[]	0 円	105,900 円
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第1期	[]	0 円	91,100 円
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第2期	[]	0 円	85,800 円
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第3期	[]	0 円	80,900 円
固定資産税及び都市計画税 平成13年度第4期	[]	0 円	81,100 円
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第1期	[]	0 円	33,300 円
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第2期	[]	0 円	27,500 円
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第3期	[]	0 円	42,700 円
固定資産税及び都市計画税 平成14年度第4期	[]	0 円	38,800 円
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第1期	[]	0 円	30,800 円

固定資産税及び都市計画税 平成15年度第2期	[]	0 円	25,800円
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第3期	[]	0 円	17,700円
固定資産税及び都市計画税 平成15年度第4期	[]	0 円	14,500円
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第1期	[]	0 円	12,100円
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第2期	[]	0 円	11,900円
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第3期	[]	0 円	9,100円
固定資産税及び都市計画税 平成16年度第4期	[]	0 円	9,500円
固定資産税及び都市計画税 平成19年度第4期	[]	0 円	19,000円
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第1期	[]	0 円	18,700円
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第2期	[]	0 円	23,600円
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第3期	[]	0 円	22,400円
固定資産税及び都市計画税 平成20年度第4期	[]	0 円	22,000円
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第1期	[]	0 円	24,800円
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第2期	[]	0 円	26,600円
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第3期	[]	0 円	23,700円
固定資産税及び都市計画税 平成21年度第4期	[]	0 円	23,000円
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第1期	[]	0 円	28,100円
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第2期	[]	0 円	26,200円
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第3期	[]	0 円	21,700円
固定資産税及び都市計画税 平成22年度第4期	[]	0 円	23,200円
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第1期	[]	0 円	26,900円
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第2期	[]	0 円	23,500円
固定資産税及び都市計画税 平成23年度第3期	[]	0 円	20,900円

固定資産税及び都市計画税 平成23年度第4期	[Redacted]	0 円	22,200円
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第1期	[Redacted]	0 円	21,900円
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第2期	[Redacted]	0 円	20,700円
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第3期	[Redacted]	0 円	15,400円
固定資産税及び都市計画税 平成24年度第4期	[Redacted]	0 円	13,500円
固定資産税及び都市計画税 平成25年度第1期	[Redacted]	0 円	11,800円
固定資産税及び都市計画税 平成25年度第2期	[Redacted]	0 円	8,100円
固定資産税及び都市計画税 平成25年度第3期	[Redacted]	0 円	1,800円